

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大鰐町の人口は、1960年の18,777人をピークに減少に転じ、2015年には9,676人、2040年には5,800人程度にまで減少すると推計されている。

高齢化も進展し、2040年の65歳以上の人口割合は47%程度にまで上り、それに伴い生産年齢人口の割合も46%程度まで落ち込むものと推計されている。全国の動向と同様に、少子化の進行によって生産年齢人口の減少及び労働力の減少が今後続くものと想定される。

町の産業構造について、平成26年度はサービス業が町の産業全体の46%、卸売業・小売業が28%、建設業が10%、製造業が7%となっており、平成21年度と比較するとその割合はさほど変化はない。また、労働生産性についてみると、平成21年度の製造業の労働生産性が3.3であったのに対し、平成26年度は1.7に減少している。卸売業・小売業については、2.2から3.2に上昇したものの、青森県全体の労働生産性と比較しても低い数値となっている。(※なお、ここで言う労働生産性の数値は、町独自推計によるものであり、市町村民経済計算及び経済センサスの数値をもとに算出したものである。)

町全体における中小企業の事業所数は81事業所の減少、従業者数は440人の減少となっており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。また、事業所数が減ることで住民にとっては雇用の場がなくなり、町外に就職・転出し、ますます生産年齢人口の減少を招くという悪循環となっている。このような労働供給が制約されている状況下において、生産性向上等に取り組む企業等を支援していくことは地域経済の活性化の点からも喫緊の課題となっている。

(2) 目標

今後労働力の希少性が高まる中で町の経済を維持するためには、労働者一人ひとりの質を高め、その能力発揮が可能となるような環境を整備することで労働生産性の向上を図っていくことが必要である。町では老朽化している設備を長年使い続け、非効率な環境下に置かれている事業所がほとんどである。

そのため、生産性の高い設備への転換を図り、事業者の労働生産性の向上を図ることで、各事業所の経営改善、さらにはよりよい良い人材の確保にもつなげることを目指す。これは本町の経済発展上、重要である。そこで、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、事業者の先端設備等の導入を促す。

については、計画期間中において、20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

町の産業は、農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町の産業は、駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象となる区域は町全域とする。

(2) 対象業種・事業

町の産業は、農林業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、事業の取組は新商品の開発、自動化の推進等、多様であることから、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば幅広く認めるものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とする。